第五条の五の二の二　法第九条第五項の規定による一般廃棄物の最終処分場（基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるものに限る。）の廃止の確認を受けようとする者は、前条第一項第一号から第三号まで、第五号から第十二号まで及び次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　埋め立てた水銀処理物の数量

二　最終処分基準省令第一条の二第二項第四号の規定による覆いの厚さ、材料及び強度

三　最終処分基準省令第一条の二第三項第三号の規定により講じた措置の内容

2　前項の申請書には、前条第二項第一号から第三号まで、第四号の二の二及び第五号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

（維持管理の状況に関する情報の公表）

第五条の六の三　法第九条の三第六項の規定による一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報の公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から、当該日から起算して三年を経過する日までの間、行うものとする。

一　第四条の五の二第一号イ、第二号イ、第三号イ、第四号イ及び第五号イに掲げる事項　翌月の末日

二　第四条の五の二第一号ロ及びニ、第二号ロ及びニ、第三号ロ及びニ、第四号ニ及びリ並びに第五号ロ及びへに掲げる事項　当該測定又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

三　第四条の五の二第一号ハ及びホ、第二号ハ、第三号ハ、第四号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)並びに第五号ニ(1)及びホ(1)に掲げる事項　当該除去、清掃又は点検を行つた日の属する月の翌月の末日

四　第四条の五の二第四号ロ(2)、ハ(2)、ホ、ヘ(2)、ト(2)及びチ(2)並びに第五号ハ、ニ(2)及びホ(2)に掲げる事項　当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日

（記録の閲覧）

第五条の六の四　法第九条の三第七項の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。

一　記録は、次のイからニまでに掲げる区分に応じ、当該イからニまでに定める日までに備え置くこと。

イ　第四条の七第一号イ、第二号イ、第三号イ、第四号イ及び第五号イに掲げる事項　翌月の末日

ロ　第四条の七第一号ロ及びニ、第二号ロ及びニ、第三号ロ及びニ、第四号ニ及びリ並びに第五号ロ及びへに掲げる事項　当該測定又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

ハ　第四条の七第一号ハ及びホ、第二号ハ、第三号ハ、第四号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)並びに第五号ニ(1)及びホ(1)に掲げる事項　当該除去、清掃又は点検を行つた日の属する月の翌月の末日

ニ　第四条の七第四号ロ(2)、ハ(2)、ホ、ヘ(2)、ト(2)及びチ(2)並びに第五号ハ、ニ(2)及びホ(2)に掲げる事項　当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日

二・三　（略）

（新設）

（維持管理の状況に関する情報の公表）

第五条の六の三　法第九条の三第六項の規定による一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報の公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から、当該日から起算して三年を経過する日までの間、行うものとする。

一　第四条の五の二第一号イ、第二号イ、第三号イ及び第四号イに掲げる事項　翌月の末日

二　第四条の五の二第一号ロ及びニ、第二号ロ及びニ、第三号ロ及びニ並びに第四号ニ及びリに掲げる事項　当該測定又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

三　第四条の五の二第一号ハ及びホ、第二号ハ、第三号ハ並びに第四号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)に掲げる事項　当該除去、清掃又は点検を行つた日の属する月の翌月の末日

四　第四条の五の二第四号ロ(2)、ハ(2)、ホ、ヘ(2)、ト(2)及びチ(2)に掲げる事項　当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日

（記録の閲覧）

第五条の六の四　法第九条の三第七項の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。

一　記録は、次のイからニまでに掲げる区分に応じ、当該イからニまでに定める日までに備え置くこと。

イ　第四条の七第一号イ、第二号イ、第三号イ及び第四号イに掲げる事項　翌月の末日

ロ　第四条の七第一号ロ及びニ、第二号ロ及びニ、第三号ロ及びニ並びに第四号ニ及びリに掲げる事項　当該測定又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

ハ　第四条の七第一号ハ及びホ、第二号ハ、第三号ハ並びに第四号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)に掲げる事項　当該除去、清掃又は点検を行つた日の属する月の翌月の末日

ニ　第四条の七第四号ロ(2)、ハ(2)、ホ、ヘ(2)、ト(2)及びチ(2)に掲げる事項　当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日

二・三　（略）